

令和3年

2月号

濱田会計事務所通信

令和3年2月1日発行 Vol.42

今年の節分は何と2月2日で、これは124年ぶりの事だとか。地球は太陽の周りを1周するのに365日より長くかかっている為、うるう年で調整するだけではズレが解消出来ず、前後することがあるからだそうです。日本の節目の日だとか祝祭日なども普段何気なく過ごしていますが、その由来など詳しく調べると、もっと面白いかもしれませんね。



新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

兵庫県では新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対し協力金が支給されることとなりました。

時短要請には「1月12日～13日の県による時短要請」と「1月14日～2月7日の緊急事態宣言に基づく緊急事態措置」があり、それぞれ要件や協力金の額は違います。

以下は緊急事態宣言に基づく緊急事態措置に関するものです。

対象者

- 1.兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること
- 2.通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮していること
- 3.令和3年1月14日(木)～2月7日(日)（県の要請期間）の全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていること
- 4.業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示していること

支給額

1日あたり6万円/店舗×時短日数（最大150万円）

※定休日は時短営業日数から除きます。

申請は令和3年2月8日以降となっており、詳細はまだ公表されていません。

また、上記飲食店だけではなく、政府は緊急事態宣言の発令地域の食材納入業者などに対して、1月か2月の売り上げが前年同月比で50%以下になった場合、事業規模に応じて最大40万円を支給する方針を示しています。

これらの情報は1月27日時点のものなので、最新の情報は下記の兵庫県のサイトでご確認をお願いします。

参考：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>



事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援するため、経済産業省より中小企業等事業再構築促進事業の実施予定が発表されました。

対象

- 1.申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ前の任意の3カ月の合計売上高から10%以上減少している。
- 2.事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 3.補助事業終了後3～5年で付加価値額または従業員1人当たりの付加価値額の年率平均が3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

補助額（中小企業の通常枠の場合）

100万円～6,000万円 補助率 2/3

中小企業等事業再構築促進事業のイメージ

小売業

衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

⇒店舗での営業規模を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

飲食業

レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

⇒店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など



詳しくは下記の経済産業省のサイトをご覧ください。

参考：https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL：079-229-9041

Fax：079-229-9049

E-Mail：info@hamadakaikai.jp

URL：http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

